

北海道バレーボール協会助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、北海道バレーボール協会が、バレーボールの振興を図るための活動に対する助成金の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることで、交付の適正化を図ることを目的とする。

(助成の対象となる活動等)

第2条 この助成金の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体活動
- (2) 競技会開催活動
- (3) その他会長が特に認める活動

2 助成活動の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(助成金の交付の申請)

第3条 助成活動を行うために、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の助成金交付申請書を北海道バレーボール協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第4条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、活動の目的、効果等を勘案して助成金を交付することが必要と認めるときは、予算の範囲内で交付を決定するものとする。ただし、競技会開催活動に要する助成金の額は、別途積算基準に基づき算出された額を上限とする。

2 会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

3 会長は、助成金の交付を決定したときは、必要に応じて条件を付して、別記第2号様式の助成金交付決定書により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記第3号様式の助成金支払申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、当該助成活動の遂行上必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で、一括又は分割して支払をすることができる。

(実績報告)

第6条 申請者は、助成活動を完了したときは、完了した日から起算して1月以内に、別記第4号様式の助成活動実績報告書を会長に提出しなければならない。

(関係書類の整理)

第7条 申請者は、当該助成活動に関する書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、当該助成活動の完了の日に属する年度の翌年度から起算

して5年間保存しなければならない。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月7日から施行し、同日以後に申請があった助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月25日から施行する。